

◆令和2年度4月の学校給食で使用した主な食材(野菜・肉・魚・米)と産地◆

※東日本大震災の原発事故に伴う食品の安全確保について、厚生労働省は平成24年4月1日から新たに放射性物質の暫定規制値を定め、これに基づいて国や各都道府県は出荷前に食品の検査を行っていますが、食品が食品衛生法上の規制値を超えた場合は出荷制限され、市場に出回らない対応がとられています。十和田・六戸学校給食センターでは、安全性が確認された市場からの食材を、毎日の食材検収で産地を確認しながら納入しております。

平成24年4月1日からの放射性物質の基準				
種類	一般食品(野菜類、穀類、肉、卵、魚)	飲料水	牛乳	乳児用食品
放射線セシウム値	100	10	50	50
※一部は経過措置の適用、当牛乳はH24.10.1から、牛乳はH25.1.1から適用				